

施策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
取組項目 1 成年後見制度の利用を支援する

[事業番号 50]

制度利用促進の中核となる機関の設置

1 事業内容

国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」とは、成年後見制度の相談支援、関係者によるネットワークの構築、周知・啓発など、成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う機関です。練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」は、練馬区における成年後見制度推進機関として、相談・支援や周知・啓発等を行っています。今後は、国が定める「中核機関」の運営主体として、相談員を増員し、利用支援を強化します。また、地域連携ネットワークの構築等の機能を充実し、区は「ほっとサポートねりま」の運営を支援します。

2 令和4年度の取組（見込み）

・ 中核機関の運営

令和2年度から区がほっとサポートねりまへ運営を委託し、成年後見制度の利用や権利擁護全般に係る相談受付、支援を行っている。

成年後見に関する相談件数 1,743件（令和4年12月末現在）

・ 成年後見制度利用促進協議会開催

中核機関運営についての進捗状況の確認、成年後見検討支援会議の報告、市民後見人や法人後見の受任ケースの検討や報告により、情報共有を図った。

実施回数 5回

[事業番号 51]

地域で連携して支えるネットワークの構築

1 事業内容

区では、「ほっとサポートねりま」が中心となって、弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センターなどの専門職や関係機関が参加する、「成年後見ねりま地域ネットワーク会議」を開催し、関係者のネットワークづくりを進めています。

更に身近な地域で関係者が連携して支援が必要な方を支える体制を構築するため、中核機関が中心となって、福祉事務所等の圏域毎に検討支援会議を開催し、対象者を適切な制度の利用につなげたり、一人ひとりに合わせた後見人

候補者のマッチングなどを行います。

2 令和4年度の取組（見込み）

- ・ ねりま成年後見ネットワーク連絡会の実施（2回実施）
区関係部署、地域包括支援センター、専門職、当事者団体等が広く参加し中核機関の取組みや区の成年後見に関する状況の報告、各地域や団体が抱えている事案について情報共有をし、ネットワークの充実を図った。
実施回数 2回
- ・ 検討支援会議の実施
区関係部署、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター、専門職が参加し、申立支援や後見人候補者の検討や今後の支援策などについて検討・意見交換を行った。また、高齢者支援だけでなく、精神障害などに係る事例や複合的な課題のある世帯も増加しており、適切な支援につなげるため地域連携の強化を図った。
実施回数 12回（東・西圏域各6回）

[事業番号 52]

成年後見制度の周知・啓発

1 事業内容

「ほっとサポートねりま」では、成年後見制度の周知・啓発や制度の利用を支援するため、啓発パンフレットの発行、一般相談や専門相談の実施、説明会や講演会の開催などを行うほか、地域に出向いて行う相談会の実施など、相談活動を充実します。

また、ねりま区報や練馬区社会福祉協議会のホームページで、制度や事業の内容を周知し、相談窓口につながりやすくします。

また、区民から相談を受ける地域包括支援センター等の職員が市民後見人養成研修の一部を受講することにより、対応力の向上を図ります。

2 令和4年度の取組（見込み）

- ・ 区報やパンフレット、ホームページ等を活用した情報提供
- ・ 関係者向け勉強会の継続実施
地域包括支援センターや民生・児童委員向けに市民後見人養成研修を公開し、地域の相談機能向上を図った。受講者数を拡大するため、実施方法や周知方法を工夫していく。
実施回数 10回

- ・ 区民向け講演会の充実
成年後見制度に関わる NPO 法人や各関係機関と連携し、制度説明会や講演会を行った。
実施回数 1 回